



目次

- 一 和蘭別段風說書 安政四年丁巳
閏五月
- 二 天津之戰畧記 六年五六月
- 三 依卜加得傳 先人譯述
- 四 三維斯志 地理志鈔
- 五 新見豐前米利堅渡海船中國什三首 七年
正月
- 六 英國新聞紙譯 閏三月十二日
續行
- 七 華盛頓新聞紙譯 閏三月廿八日
- 八 新報北清戰開譯 七月十日
- 九 英人^{日本}交易不行說

十

北京落城ノ新聞紙

但全文ハ
別冊哉

十一

英國ニシテ其我事務事相同答ノ記

以上十一條ニシテ終此卷

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百



戊午襍録

鴻漸老人録

戊午己
別段風説書

初多系國

千八百五十七年 第七月一日

あ政四年
閏五月十日

まてハ初多系王

の所領期もろく平穩也他の邦と親和友誼
 あり交易航海及び力作の産業多し此也千八百
 五年十二月 あ政二年
年十二月 不富ニ所向禮我國ニ條約定
 めたり其趣意ハ別段の約定ニ依テ永久ニ親和且
 利益の爲メ互ニ交易航海の關係を定ムル事アリ
 格アリ

但し是とは關係を唯あるの権勢として回著
 ありめんが存するに次ぎ進んで千八百十七年
天保八年八月 天保八年八月
文政九年 文政九年
 條件に依て存せし方をもつはぬ瑞典
 高所旬禮家字漏生ハイフル沙吉仙沙地尼亞及以
小國として一國の力ありて交易するも他を以て可しき
 有るに國を道一交易するも存立國を以て
 其後して如系海ぬ所領の自主率もる港口
 アゲント名を置を地約一大幅利を尼亞テ子マルカ
 高所の南を及以高所所旬禮家との定約千八百
 五年十二月 文政二年 小定之自陰階千八百五十六年

の初年 文政三年 小定之より千八百五十六年
 五月十九日 文政三年 小定之より初案のゴロトラ
 テルブローヤテエリス 官會社の存在二百年の契を以又セカ
クリンスコテレキエ子ウテテデ 官の自主率もる四十一年の契
 千八百五十六年 文政七年 小定之より
 刷印の術の昔及昭者ラウレンスヤンソリーカスル氏の記念
 として肖像を能せしは肖像の技民の技助に依て
 之を建てハールレムの中として尊奉せしるフリニエ
 千八百五十六年の誕生を以てせしるは高貴なる國
 之を撰擧して板橋子及觀鏡手レジメント名乃

啓新せり

當時政府租税の監官を以てしき公共監官とし

ハールディング 梅 イラホラシカマ 氏國主の勅令所領印及の商議

官を命せしむ

水師提督東印及海軍指揮官及びケンズヘクテウル元

官イブドボリス君を王命に依り第二等のアドミラル 官を登り

千八百五十六年第七月二十日 夜 六月十日 地の高嶺

皇帝の皇子 行年八十六歳ありて歿せり 千八百五十七年

第二月十日 二月十日 名 一名

アルブギー 氏に歿せり

千八百五十七年第六月廿八日 午後リホイド地

の副王ラヤアリ氏歿せり 千八百五十六年 三月の海軍

瓜哇少将エレクトルマツチチセの傳信機を備へしを以て

千八百五十六年第十月 三月 此は傳信機を既不板大並

カボイシシルク地を以てしき一今年第六月 五月

サマシク地を以てしき此機を施しあり瓜哇との出入を

甚隆少将ありし瓜哇とマツチチセの出入の商税

千八百五十六年 三月 中六千七百八千零十キルシニ九

一ギエルデンカニ 少将あり今年又此年の如く瓜哇及び

外國所領氣候の順如きなりと新なり其の如き

コレヲ病熱病瘧疾テセシメテ病多ク流弊して
死せる者少カレバるる所以也
ある中ノ於テ殊ニ記述スルニ今年第四月
子イラ及びヨートンダーノ地震並ニキメルデルリ
ノ地震也

和蘭海軍ノ印度洋海小向ハ海賊ヲ捕虜せん
為ニ張せり

我海軍多クノ海賊ヲ捕虜せん彼等奴僕ノ苦
ヲ免ルル者得多ク其ノ幸也
セルバノ在漢並ニシムング及ラホヒセロステリイテン
共ニ地名

ノ騷擾多ク和蘭ノ武威ニ由リテ全く平定せり
地ノ於テ一小侯ト一屬長ニ敵ヲ争フ
形ニ好ム事あり○キモル地ノ於テ屬長ヲ
使軍ヲ送リ

額利太尼亞所轄印度

千八百廿六年
ノ地メ公共鎮志
英吉利小州

自ニオウデ
但シ中件ノ強民ノ移住

必の領分なる自國の政府に其時程額利を尼五の
所轄に屬入せり

カルキワダ名府の音信不暢葛刺及以マラス共小の國名

勢ニギミト名隊及以錫龍名其觀鏡手一分隊と

支那の戰場に送るべきとを報せり

直後の新聞紙を以て標葛刺に於て二十レギント名隊

の自國軍隊一揆を起しルルに「ヒンキグ」オウデ共小の國名及以

北西の國にありたり

デルセ府より土寇集り信を標所の中必有り今年

第七月二十日及以三十一日共小の國名土寇伐報せり

デルセ、デリノ

るとして二回ありありて第六月八日共小の國名ニシテ

の軍勢よりは府内より返りしれり。デルセ

府より歐羅巴の軍勢より攻圍もよきて速に生敗

戦を起さふるなり

子エミツク名府の岩村自國の一官長土寇の爲に角

共一ありテホレ名府の音信不暢に及以ニスル共小の國名

して歐羅巴人を廢棄殺せしむるなり

ラシテ府より一揆全く平治し而してニシテ名府の土寇を

第五月二十日共小の國名悉敗戦せり

額利を尼五に所轄印度の府より新嘉坡

千八百五十六年^{ある}の末及以八百五十七年^{ある}
の始に於て支那人の由りて一二の騷擾^{ある}あり
然れども遂に其を果さし^{ある}トシテ名^{ある}あり
支那人四年の始に於て騷擾を起さんと欲せり
然るに速に治せり

支那の事情

此地を治るは其の也 此は臣民の安んずるに
おとせざるべし

高多利里

金坑の事を叙すは其の多し

ヒストリヤ州を輸出せる黄金の額公共の報告より
をみるに五年^{ある}の由り二百六十七万四千六百七十七
オンス^{「オンスは我が州の金」}にして一千零六十九万八千七百零八
ポントス^{「ポントスに於ては我が州の金」}の銀價^{ある}あり
黄金を産するの額較一千八百五十七年^{ある}
八百五十四年^{ある}の増加ありて一百分の三十五に
南多利里州に於ては以て始に於て公共運輸の
輻道も復けしめり
タスマン州の銀及び銅を其の解^{ある}に以て南華^{ある}
州に於ては其の金坑を其の解^{ある}に

支那

支那の北方及び西方に於ては盜賊打撲りを経て糧糧を
ちりり度西の都府に於ては亦不慮せし者多し而して
既なる治せし地方安微少ありては盜賊新に起る
揚子江の南方の五省に於ては亦劫掠せし多し
大小血戦して官軍利を失ひり。賊長太平王匪以
三方の軍勢の軍
勢をゆるり今年第四月三月の秋同候に於ては軍
需を急いで各府及び以てハキイン地の北西に於る
他の場所を劫掠せり
各所の報告よりは盜賊廿三ヶ所及びエニビ共小
地名

押領してホウ

地名 四川地名の近傍に於て

官軍公然の一揆を起せり上海及び厦門に今年

五月安政四年に四月の秋同候に於ては都府に於て

ラシユ地名に於ては盜賊打撲りして騒擾を為せり而して

其處に於ては盜賊大に於ては漸次より領地を擴張せり

千八百五十六年十月三月廣東のミダレイ支那
重臣英領

の強に於ては而して之を為す者求せしむるに拒て

後ズカせり

は少くも英吉利人難敵と為り而しては他小國に

伊豆西船之ハ如勢せり

此情偽
我亦所可戒

英吉利人廣東の河邑にありし三峯山に據りて
廣東府を焼^ホを擲放して却りし其時府に
火災を起せし之に因りて支那人未だ其時
時々金く多き者も有る情状を告げしに
常止まじし人々も廣東の黃埔^地香港及以
瑪港の方よりけりしと云ふ所を要せり
支那人廣東の商館を焼きて英吉利人の大害を
なせり

香港に於て支那人麵包の店を焼きて和して
亞の信民を殺殺せし事と謀りし事と云ふは

惡謀成就せし也

一千八百七十七年第六月十日 英政府の報告

英吉利船と支那船と一二の戦争を爲して支那
人利を失へり。英吉利人の船艘の支那船を被没せり
英吉利人の音信より廣東に英吉利人の
兵船を有し其船を以ては軍を
此の事と云ふは英吉利人の軍兵英吉利國の
兵船を待せりしに故に五萬と云ふり
此の内の擾亂を固く貿易を得る事と其の報告
を據りし事と云ふ國王自らして其の民交

島の為に其領國沿海の地を港を開けり

大勝利たに也 イギリス 愛倫

千八百五十七年第四月十日 あ政四年三月廿日 英吉利の女王嫡子

誕生せり

面首子

魯西五の戦争に英吉利の貿易が隆盛となりて
輸出の額に千八百五十七年及び千八百五十二年 あ政三年
と比較して計しよるに二十万ポンドステリング 出を控を置せり
の五一の輸出増益にて所領地への輸入減少せり
較著者もも機意を以ての五一の輸出を六千九百
万ポンドステリングにして富来形の如きものあり

あるにともして所領地への輸入は是と相反して僅く
二千六百五十万ポンドステリングのあり然るに千八百五十三
年 あ政六年の輸入は之より増えこと七十八万為ポンドステリング
不及り。輸出の總額も八百五十六年 あ政九年の如き
七月月間を以ての輸入は是と

は年英吉利が波是へ向けて使軍を差せりしれを
波是人より八百五十二年に裁定せし條約は皆中部
亞細亞の要所アフガニスタンに在るへらにも押領し
るものあり。○アフガニルの都府を拔取して波是
人に致すものありし。○是より於て波是國王の

使節へリッパン城巴里斯拂多西をとりし地を
千八百五十七年三月四日西曆三月四日英吉利國との
和睦をせしめり

英吉利國の政府が新グレタ西印度の島名の領土の領を
破りし。○第十二月三日北の月西印度の海軍
場の指揮使が命を下し新グレタの領土を絶て
切しむ。○英吉利の希望する所を新グレタ
の政府が英吉利臣民に討て捧ぐべき税貨の
事件を後するふにせり

英吉利國の隊船が魯西亜と和を結びし。○英軍

船六十一艘をふ大砲千一百九十四挺人衆一万三千
六百九十一員を減せり。○英陸軍は減せりし。○
英吉利國と支那と千八百四十二年天保十三年に裁定
せる條約を承續せしむ。○英國と支那とを結ぶ
戦争をとりし。○支那の都を見よ

瑞典・スウェーデン 諾ル勿基亞・ノルウェー 太尼亞フィンランド

ニッパルケニ地瑞典の地 鐵路を以て掃く。○英艦を以て
大尼亞を以て。○國王と英臣との間におもむき
論を成せり。○英臣の報告を以て。○方今太尼亞
を以て英臣何の事あり

北義 ペルギ

千八百五十六年第七月二十一日二十二日二十三 辰年六月廿三日
リユセル地を國王が即位が第二十五年の賀儀
を奉りせり

佛朗格

千八百五十六年 辰年 領内のある地方洪水由
大の益を蒙り

物多の人家土地の流高なるの被損由因て
多の利益を得るべき望を失ひ一若此玉を難敷
大都督 原名マトリスヒール 西五少セズトル

うんこ
あり

地を抜きし若し一國帝がマラエツフ 地のヘルツ
小任せり

佛朗格の公ニルクを此業及び術藝少因て
發明物製造せる國所有者の物件を交換
せり

巴里斯のアルツビエツフ 僧官 モンセイグニル 侯 シホウ 名
系ルと稱せる前任のプリートル 僧官 小殺されたり○
其下人をして刑ふ處せり

其の嗣としてトルス 地の カルニナル アルツビエツフ 僧官
モンセイグニル モルト 人を命せり

近日の人口計數ハ播磨を佛朗機の人口男子一千七百八十七萬零百六十九人女子一千八百六十六萬九千九百九十九人なり

寫、所旬禮儀

寫、所旬禮儀の女帝千八百五十六年第七月十日
辰年六月 小女子を繼者とは皇女を法儀のヨコルラシ
十百
ドヒカリアーエ名けり寫、所旬禮儀のアルツヘルトフ
皇女キ人ト所吉仙乃皇女ニガレタマ第十一月四日十月七日小
婚姻を終るなり

寫、所旬禮儀海軍の新設置せし新局を

本國をトリート地小置く一ト

其一隊を干子ニ爾小此せし是國帝の命令を以て
傳へんらるなり

李漏生

李漏生の海軍、當時大砲四十八門及び三千八門の
フレット二艘と各十二門の蒸氣フレット二艘及び
フレット一艘及びスクリュー二艘を以て

ダントレグ及び榴霰旋機のフレット二艘方小智を以て
李漏生乃皇子英吉利の女王乃長女小婚姻を契約せり

スエツチル
李漏生

長女去年月
誕生の姉ナリヤ

子ウカール^元の州に亭漏せ王ホルストの名目にて隸せし所
有る徒黨を修んて此地を王の直隸とせしむる事
然るは黨を共和政府の爲に殺すべしと
歐羅巴州の諸國自は此事を委任せり然るは之
はるるは事件に亭漏生王死して子ウカールの事件
を使命せしむる事ありしむる事ありし

伊斯把泥臣

伊斯把泥臣は於て國命に従てを一揆起して軍亂
打倒せしむる事ありの報告ありて女王の方勢變遷
を大里亞

市。ル^新の王を降くろふに政事を急ぎ
て國民を後し治せんとすを英吉利及び拊羅西
を殺して急洋したる

千八百五十六年十一月八日 英政三年 三月十一日 陣列備きの 想成せしむ

の第一兵卒ナセルの王を殺害せしむる事あり
を以て者死刑に科せられたる

富、所旬礼儀のアルツルトグ 大猪 ヘルジントマキレシヤシ

者確定して王國ロムルナベ子カリスの公共鎮を小任
せられたる

厄勒奈臣

魯西亞と戰爭中厄勒察亞國內西三所山備たる佛
多西の軍勢本國に帰陣せり

厄勒察亞王社中の形狀引續て初事なるに

魯西亞及び都見格

千八百五十六年第三月三十日 あ政三年二月廿四日 巴里斯に於て

普魯西、英吉利、沙勿地、都見格、魯西亞の和睦
友愛を結ぶ條約を姓名を記せし事院に於て

載せしむ

尔後四月廿七 あ政三年三月廿四日 巴里斯に於て和睦條約の譯書

外交換せり

此條約の時於て魯西亞帝が即今魯西亞の所轄
小屬する都て格飲の諸郡をも都て格帝に返す
るに於て又同國軍分「セバステポル」「ハラクラハ」「カミシ」
「カニエ」「カリー」「ウカハカ」の街衢及び港口自治同盟軍
小屬する諸地を返し其一人を約定せり。此條約を
都見格の都府に歐羅巴の公裁並み世人の思ふ由て
生るる利益を共ぶることを約し且此國の獨立不羈
の條約として首出せしむ。此條約を全篇三十四箇條
ありて標畧の多きを割し多民の安危を關する折衝を
諸人より正體を以てハ後事強基なる邦國を

強基なる邦國
是れや
折衝を
諸人より
正體を以て

親和と破るに由るもの御事ある中心友愛の情を
表出せしむ

又四月十三日 あ政三三
三月九日 巴里斯に於て英吉利官所前記者

及び佛系西條約を有する是邦史の要案を擧げしむ

魯西五

魯西五帝が獨逸學校教導の形状を知りて其の爲に

其國の學士を御召せしむるに學士御召せば陣の魯西五帝

の趣向改正せしむるに

疵傷行はるるを以て永く軍伍の要に罷り罷り首將を以

軍將に其傳授せしむるに以てカテワテ 士官を御召し
見習

魯西五帝の
可是

と爲る武學館の頭と爲るに。その他魯西五政府

ありて專ら貨幣出納の項を改革し及び陸軍並

に海軍を改整せしむるに努む

魯西五政府より其以諸學探索の爲に其國の高等

學府に海軍首將の一員を以て頭と任し、統海の要

行を以て其外に其に。魯西五人の統海要務を考

せしむるに其に三拾九回と云

此國に於て公商 政府の租稅を以て交易
貿易を以て交易 其に左程を以て著

と方今成るるに定法を以て其に左程を以て著
論者より。諸人其地を以て其に左程を以て著

ハルン子孫期望せり。○此地を多しき要事。只
モスコワ^都鎮を廳のこち移り院一千四百八十五所
の工作廠を建て作業者十二万七千六百七十七名を
して半日後。○毎一年一億千万ギルテシの價値小を
り。支那の移り。曾西五の貿易。共ふ。移り。一説は
此より。兩國。新。移り。決定せり。移り。○
支那の北方黒龍河を。曾西五の居城。ニ。移り
を。行。移り。所。移り。

曾西五新帝第二世歴山王即位の大儀。第九
月。○改三年。モスコワ。移り。移り。○此時張開せり。

俄に大赦す

華飾徳意も。○法大國の君代。莫不。曾西五の
将官及び庶民。由り。炫耀を極めり。

法大國帝が。詔書を下せり。其。詔。然。中。戦争。由り。
甚。困。難。せり。海岸。の。諸。州。多。の。憐。恤。を。か。り。

和蘭國王の叔父フレテッキ公名代として来り特異の饗
禮を交ふり

近以官府の告牒を據れ。千八百五十五年。曾西五

總領 ^{ボウレン} _{魚日西臣領} 被除く。○移り。貴族七万人

紳士三百五十万人 土民 ^人 _農 一千八百八十万

人 農民 ^人 _農 二万六千六百五十八人 官民 ^人 _農 十

万五千人及びヨーロッパ法徒十九万人あり。此國の市邑
六百二十三ヶ所あり。○魯西五の大豊^{ホル}瑟督^官名^{ミスタテ}
人佛多系西國帝那波列翁を訪問し、極多の懇懇
の待遇を蒙り。○^{英吉利}女王^{ヒキトリヤ}陛下を訪問
せり。

阮日多

阮日多の嗣王近口國中の政事小肝要なる政事を
治せり。

シラスの穴乍隘なる地峽を整通し、地中海と西紅海
と合し、以て歐羅巴と亞細亞との貿易を盛んせし
む。

と謀り英吉利の諸船是より乃ふ五十日中に支那へ至る
あり。

亞墨利加

ペヴラ一名メキシコ山にて前任の大統領セタ、マウナ氏
を攝政政治の後、前任のハヤシ、ハヤシと欲し、
強権を握り、自らも遂に其をなすことを能はば
ハヤシハヤシと望み、自らも大統領
のゴモンホルトの力を借せ、所制地にて其物考を
消沮し、自らメキシコ領クルエルロ^地の南方に於て其
を治る。爾多の金銀の地所考及照せり。ブラシリ並ふ

ルゲティン共和政治。パラキエアイの三國の向ふ親和貿易
及び航海の條約を訂せり

エギエアイ領に於て民衆を主宰せる官に大統領ヲシテ
人々の向ふ不和を生ぜしむる不和の恐らく共和政治
及びブラシリとの間の外交通を確する事あり

共和政治のポリライアルに於て種々の人々大統領あり
事成りしむるが如く國の正統の階級を定むる事あり
セーリ國を以て合衆國あり

ドンニエエルモント人
北亞米利加合衆國及サルテニ國と親和貿易航海の

條約を結せり

ヒカナン君北亞米利加合衆國の大統領に選ばれし事
此人ハスラフル子 人を貯めてぬ儀 の連綿を獲る人の敵あり

其敵大なる法伴ハスラフル子と名を以てし
ヨ子ル 官ツ モント 名 あり 伊斯巴泥亞に屬する南北亞米

利かの諸種の亞米利加共和政治の向ふ於て相議してコレイ
ボイトルス 戦争の時不意に政府の命を ちを以てし且一般貿易

を以てし事成りしむるが如く 戦争の時不意に政府の命を 新クレタダ「キエテラ」メキエテ
ベリテ「ポリヒエ」コルタリ 地名 及び「エネ」エラ等各使節を

出し華盛頓に於て名判せしむる此條約を以てし

為ふホリニア一名イニールに於て會合あり
 北亞米利かのフレイボイトルワルケル^{人名}者中央亞米利かの
 のホニエサス^{地名}及びギマテラ^{地名}を押し領せんやせし
 其伊民も追出せられて遂ふべきをなせし

海軍

近世の昔より海軍の支那及び東印度出張の歐羅巴
 海軍左の如し 副軍國の部をなす
 和蘭海軍同所出張の如し 國の部をなす
 北亞米利か海軍支那及び東印度海出張の如し 國の部

國の部

アコイン	船	英吉利	大砲	十三門	船將	アウア、ホード
アルリカトル	號	英吉利	大砲	十三門	船將	アウア、ホード
ビュストルト	號	英吉利	大砲	二門	船將	フズルリンソン
ビツテルン	號	英吉利	大砲	六門	船將	ハハベアミス
ブルキユツタ	號	英吉利	大砲	半四門	船將	アム館 シルセイモル セク館 ウヤシホルン
カミルラ	號	英吉利	大砲	十六門	船將	グフェルフギン
コミユス	號	英吉利	大砲	十四門	船將	クエキス
コロマンドルス	號	英吉利	大砲	三門	船將	スドングラス
コロイスル	號	英吉利	大砲	十七門	船將	セフエラウエス
エルク	號	英吉利	大砲	十二門	船將	イフセハミルトン

ラセホルレ	十二門	エクバルナルト
ラレイグ	五十一門	コムトニ官ホニフケル
サムフソシ	六門	グスハント
サラセン	六門	イリタイツナストル コミイド
シルセフナルヘス	三門	キユルヌ
ス。バルタン	二十六門	シルウサニハテス
スタルイニク	三門	アイフ井ルルス
スタウニク	二門	ルウ井ルトコ
セイヒルレ	四十門	コムトニ官ホニフケル
カブリシイニセ	六門	ユルリイル

ピキユエ	四十門	シルフウユルソシ
ニゲル	十三門	ホニブエクウラチ カビクシ
ヤンキン	五十一門	ホニクフテワルト カビクシ
ミンゲン	四門	フネリ スマルマキト
インフレシゲン	六門	イフルベツト
ホル子ツト	十七門	セセフナルセイト
ホニクコシク	四門	ロイテナント エセラテント
ヘルキレス	六門	セトレクキ
ズレイ	六門	セトレクキ
エシコウシトル	十四門	カビクシ グラドオユルガハン

カテイナット	六門	シユルアルク
アルセアン		ラモツテ
ニシユス	十二門	シイレイ
フ井ルギテ	五十二門	リイルアトミール キエリニフラス
アマリナ	六門	イエスカルナー
モンテグス	二十門	コタフアレス
ヨルゼアン	四門	フデプリオチス
[昌]の部		
ハレムバング 船号	フレガット船	船將 セイベルクホイス
ホレパス	フルエツト船	第一等コロチル アフツカ

バクフイア	蒸氣船	アフアワセドムフアン レイシ
デハーイ	ブリッキ船	第一等コロチル イフアンマワリキ
ペイラテス	アドフサスブリッキ船	グトアマムフト
レムパング	螺旋機船	セイグストルクフ スカラアフエサレデ
セイルプ		イアフアンテコロリスセニール
サハルーフ		ムハヤンセン
バンダ		ハアモツドルマシ
ランシイル		イイブダコシゲオウトラート
パタング		フアンアーシフオキリス
第十四番 カノ子ールボート		第二等助役 ルアストロイク

メテユサ	螺旋元ツト船	船將次官 グファヒユス
フリニセスアメリヤ	〃	ウハアウエセリンキ
モクタラト	螺旋スクイール船	第一等助役 イアンテシアル
アムストルダム	蒸氣船	船將次官 アアンテフリース
メラピー	〃	イウエテロウエラ メーアヒ
エツトナー	〃	アドスカラルクリン
ブーニキス	〃	第一等助役 フルッマークル
シユリナーメ	〃	イアフアニコムエ
サマランク	〃	エムセバーク
セレベス	〃	

波の部

アトミラールニキヌベルケン	〃	〃	クラムベルト
オニリス	〃	〃	アアアガイニス
サンヤシント	大砲	十三門	コモト 官イアルタ 名ロダヘン

千八百五十七年第七月廿日
安政四年丁巳
閏五月廿九日
 第二師和兵所轄印度公共鎮其之決定ニ
 附属也

鎮急廳秘史

姓名不詳

手塚律花

市川高志

浅井雄三郎

西 周也

徳澤

山内三三郎

木村宗三

添書

八百五十七年十二月

若くは十二月十五日

出立山に於て此別紙

風記書紙長法銘巻に捧く此の書に當る及後

自せしなり福子く指く入るるなりあつふ事務

甚多忙なるを以て大なるを漏せり

日本あて抄多条の全控

ドニクルキユルニエス

初英夷之寇天津也我

皇上欲撫柔之爰

滿州大學士

命桂良下上海董成焉又慮其無厭也乃

王名備格林池

命親王備之王曰唯臣請繕砲臺具甲兵以俟之既

英夷果不受撫五月十五日申往津門二十謁

親王王曰尔胡來對曰欲入天津見

天子承

殊批准所擬之五十六款矣王曰予承

上命駐此所擬之款俱不准行汝欲入天津亦由汝汝其

無悔夷以王言之然也二十五日率醜類至津

二十下恐脫日

口以船十二冲開進及鍊網又進王喜令發火
器於網內碎其船三壞其船一於網內碎其船
五自卯至申砲子雨飛砲煙雲罩夷猶上河沙
欲襲砲台及穿而陷乃走是役也英夷之總兵
死專兵頭死者六人兵率八百四十三人漢奸黑鬼
無算英夷所稱公使者維下曾斯免

英夷所稱公使者

安政六年己未

六月初九日紅毛淺水輪船到上海報打死紅毛兵丁八百四十三人打傷二百餘人
 總兵重傷死矣
 黑鬼無算淺水船者四隻壞者六隻此五月廿五日自己戰至申時始走出海中
 此紙西洋紙三寸漢人圖元所ナリ漢奸トナルハ寧波福建邊農夫無賴ノ徒
 佛英ノ為ニ傭ル者ノ由

此ヨリ
 八十里ニシテ
 順天府至
 八十里漢ノ里數ナリ岸

大營提獲漢奸
 千餘名問其姓名
 處皆英人據稱
 由上海某差履請
 他去外國挑坭並
 不知來此打仗之
 原千餘人紅毛鬼
 趕其上岸攻打
 卧陣不料上岸又
 不動手故被提獲
 云々



此處沙坦挑柴築陷坑
 此處河坦汚泥人不能行走
 此紅毛兵五隻此

此處有水師兵船駐守

此天津海口

此紅毛兵五隻此

安政六年己未

六月初九日紅毛淡水輪船到上海報打死紅毛兵丁八百四十三人打傷二百餘人
 總兵重傷死矣
 黑鬼無業淡水船者四隻壞者六隻此五月廿五日自己戰至申時始走出海中

此紙西洋紙也漢人圖元所予漢奸トナル寧波福建邊農夫無賴之後
 佛英ノ為ニ備ル者ノ由
 滿洲大學士桂良上海に於テ五十六款ノ條約ヲ整ヘシ處咸豐皇帝甚憤リ
 再親王僧格林沁ト云フ人ニ命シ其款ヲ許サス此ヨリ英佛北京ニ馳セ往キ
 天子ニ謁セ下シテ兩軍爰ニ戰フ
 桂良ハ帝ノ岳父ニシテ五十四五歳ナルヨシ
 親王ハ帝ノ叔父ニシテ六十歳位ノ人ニシテ忠勇ノ名アリ
 桂良ハ漢人軍ヲ是ラシムル

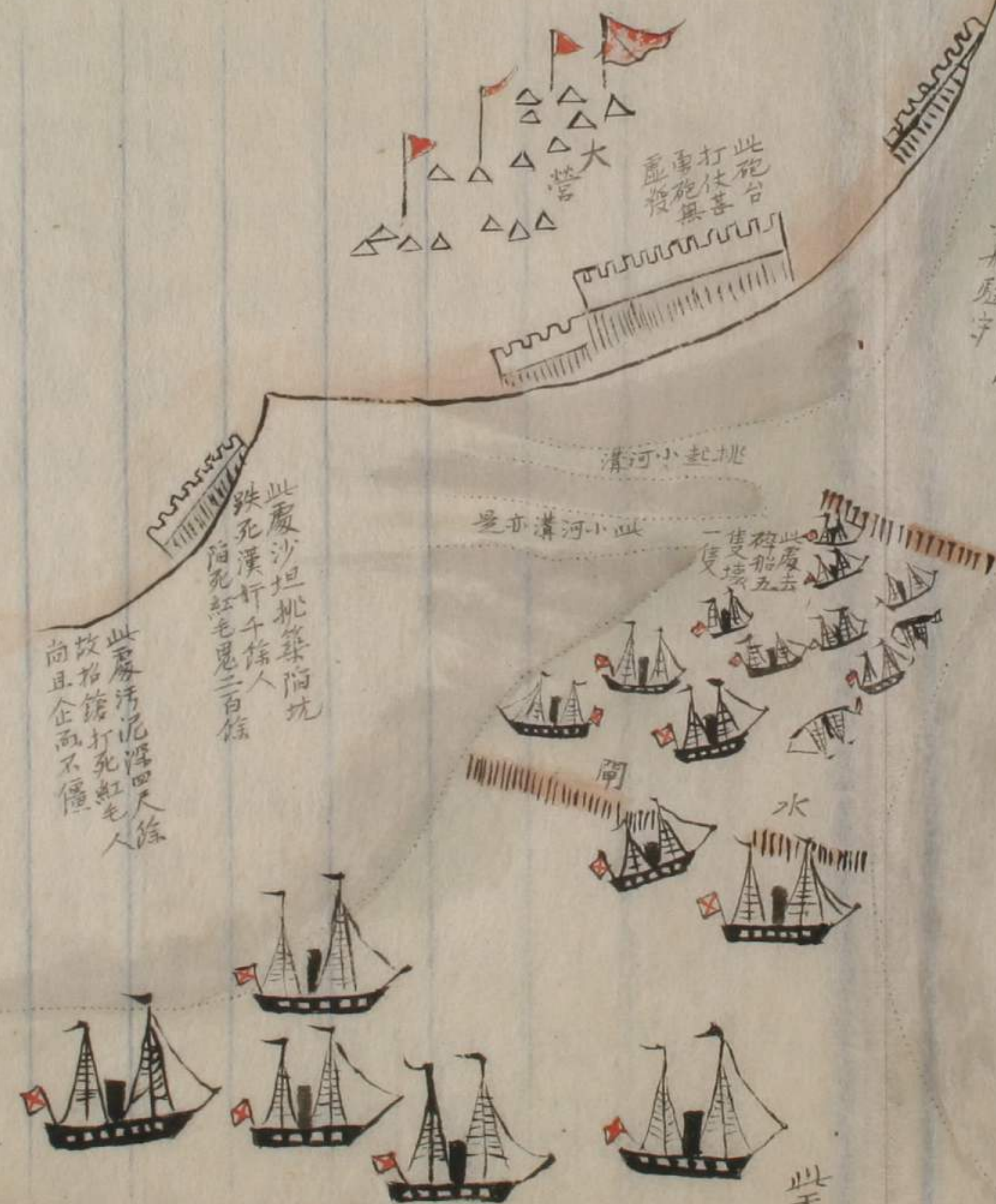
此ヨリ
 八十里ニシテ
 順天府ニ至ル
 八十里ハ漢里數ナリ

直入乃足天津

此處有水師
 兵船駐守

此處河坦汚泥人不能行也

此天津海口



大營捉獲漢奸
 十餘營其從何
 處報夷人據稱
 由上海某差領請
 他云外國挑北並
 不知來此打仗
 原千餘人紅毛鬼
 趕其上岸攻打
 臥陣不料上岸又
 不動手故被捉獲
 云

此處沙坦挑築陷坑
 跌死漢行千餘人
 陷死紅毛鬼三百餘
 此處汚泥深四尺餘
 故船鎗打死紅毛
 尚且企而不得

此此隻五船兵毛紅此

六月九日

安政六年己未

六月初九日紅毛淡水輪船到上海報打死紅毛兵丁八百四十三人打傷二百餘人
 總兵重傷死矣
 黑思無業淡水船者四隻壞者六隻此五月廿五日自已戰至申時始走出海中

此紙西洋紙ニテ漢人ノ國元所ナリ漢奸トナル寧波福建邊農夫無賴ノ後
 佛英ノ為ニ備ル者ノ由

滿洲大學士桂良上海ニ於テ五十六款ノ條約ヲ整ヘシ慶咸皇帝甚憤リ
 再親王僧格林沁ト云フ人ノ命シ其款ヲ許サス此ヨリ英佛北京ニ馳セ往キ
 天子ニ謁セテテ兩軍爰ニ戰フ

桂良ハ帝ノ岳父ニシテ五十四五歲ナルヨシ
 親王ハ帝ノ叔父ニシテ六十歲位ノ人ニシテ壯勇ノ名アリ

此砲死傷兵數甚多

沙坦

直入乃是天津

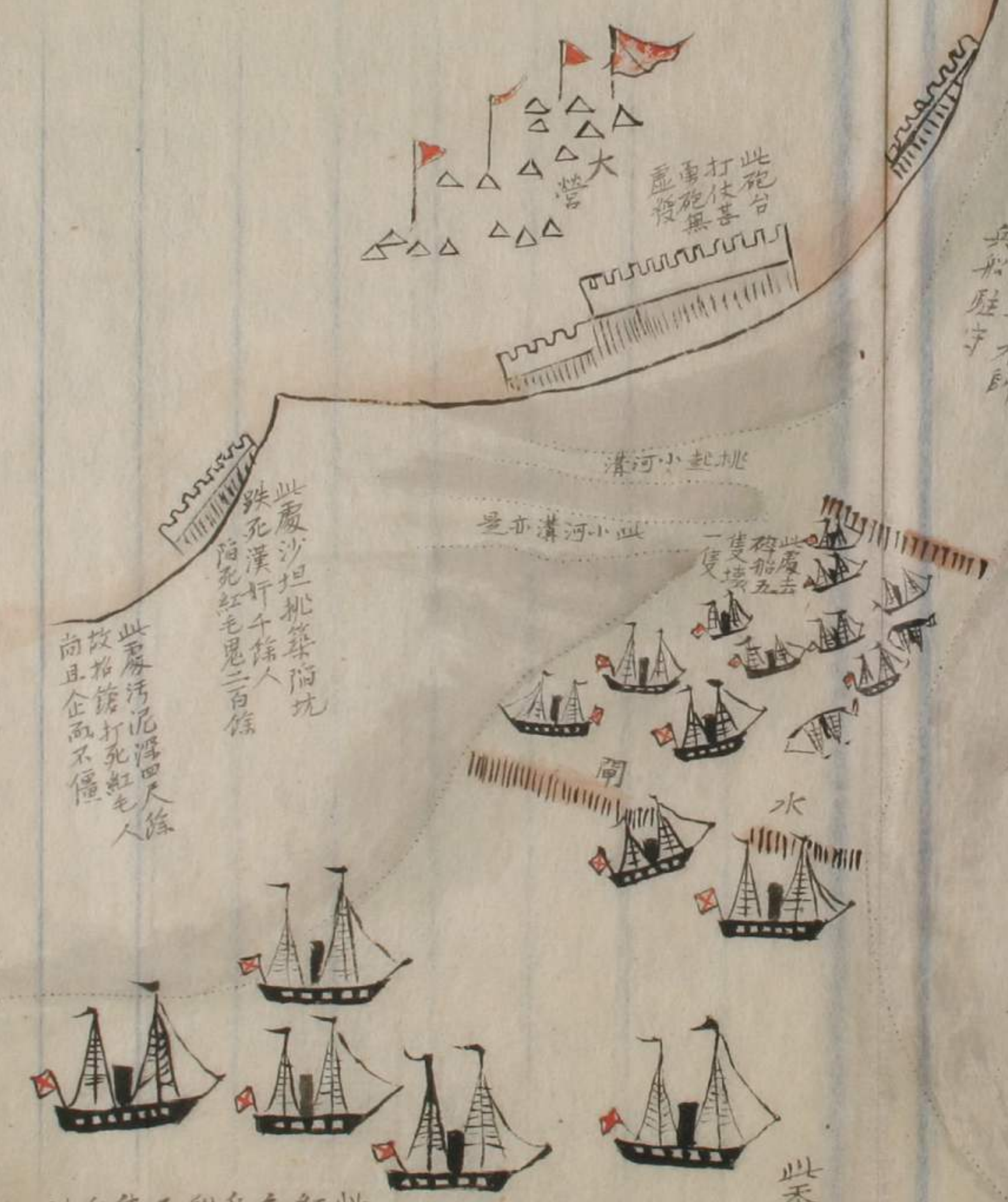
此處有水師
 兵船駐守

此處河坦汚泥人不能行走

此砲死傷兵數甚多

此ヨリ
 八十里ニシテ
 順天府ニ至ル
 八十里ハ漢ノ里數ナリ

大營提獲漢奸
 千餘名問其從何
 處幫夷人獲稱
 由上海某差頭請
 他去外國挑坭並
 不知來此打仗
 原千餘人紅毛思
 得其上岸政打
 臥解不料上岸又
 不勤手故被提獲
 云々



此天津海口
 此紅毛兵船五隻此
 此處河坦汚泥人不能行走

三
兮撥哈拉站斯小傳

兮撥哈拉站斯可烏斯者厄勃齊亞人也
也在革命大祖前四百三十二年享年
一百四歲或曰一百九歲師始立解剖
科以此為醫道之基本其道大行於世
後之學者莫不以取法焉奉古訓遵舊
教傳習研究歷年之久而醫理益明以
至於大成者師實為之基也蓋吾歐邏
巴洲醫道中興之祖也矣可不推戴乎
和蘭醫狄古登云協速站盧內科書第

五章戴兮撥蛤拉站斯語曰凡為醫者
宜就諸病潛意韋思以窮其理也矣夫
人身之性有自然之妙道蓋其元神意
識主宰一身而能自運動營為無不如
意也醫能明辨此理隨其自然以施治
亦何危疑之有何則人身之性雖有疾
病有其活動機轉而能自愈謂之人身
自然之一大良醫醫之從其事猶臣僕
之供使令其務在順其自然之性以處
通達其執滯之良方而已故能預識人

身固有之理而沉潛苦思使其自然之
性順行真達者此醫之能事也

茂質曰今茲寬政己未歲別歐邏巴
洲革命太祖紀年以來一千七百九
十九年而師先之四百三十二年也
其相館之年正與吾

人皇第五世

年

孝昭天皇四十四年周考王九年相當距今
二千二百三十一年也余家世修農
黃氏之道而藏二聖圖至余始從事

於遠西之醫學勵精研究經年其意
蓋欲採波長以補此短也書中引師
之語以為口實者甚多矣實歐羅巴
洲醫道中興之祖也頃閱可庶惶乙
告得師肖像神彩如生使人竦然起
敬于千載之下九萬里之表矣欽嚮
之請太浪子摸寫之譯其要語及所
出履歷以為小傳題諸其上以配二
聖云
寬政十一年己未仲秋吉且

依卜加拉得斯略傳西士魯乙斯修
著書古今地理人

物志第
五所載

大東 山村昌永謹

依卜加拉得斯漢如者我往古醫宗也

世尊之不靈斯牒兒業涅乙斯協冷此語

云醫前歐羅巴洲革命四百六十年別詳考

由像生哥阿斯島地中哥阿斯今名蘭鄂

亞海邊于耶多里父曰歌拉吉力牒斯母曰不

拉吉悉跖窠相搏云太古之歌爾鳩列斯

及優斯鳩拉必烏斯之苗裔按歌爾鳩列
斯者太古有

猛勇之名嘗戮殺巨蛇獅子及種異形
怪物等云優斯鳩拉必烏斯者蓋其室人
歟依卜加拉得斯之遠祖有鄂悉石鳩斯
者既撰述醫籍事見于列奴斯醫古明
撰書中依卜加拉得斯初專研究格物窮
理學後殊窮盡人身形軀內外造有之物
理悉皆解剖以就實必竭其蘊奧為是為
醫流基本解剖科之祖遂著全書創立醫
道學業大成矣當時疫癘大行其鄉是起
于伊兒列乙力應里古國名謂即今意大
海近傍之地多傳意者依卜加拉得斯療
之

之救濟至衆於是乎當時盛大厄勒祭亞
諸國之人亦皆尊宗而椎戴之如神靈云
其事載于旧記諸史永美譽于世按芥儒
外記曰垂細亞之地中海有島百千其大
者曰哥阿島曩國人盡患疫內有名醫名
依卜加拉得斯不以藥石療之令城內外
遍舉大火燒一晝夜火息而病亦愈矣蓋
疫為邪氣所侵火氣猛烈能盪滌其沒年
諸邪盡而疫愈亦至理也雖多不審者據諸實錄攷之距中興革命
之時三百七十六年前而保壽八十有五
也有二男一女長曰達拉哥次曰距沙留
斯女婿曰卜列乙必烏斯又有弟子回拉

吉悉彪斯者皆共受其業名譽于其世云
依卜醫王生涯事業功績永傳于世名聲
益籍甚

詳見于不力泥烏斯 泄爾修斯

泄涅哈 歹列奴斯 修乙達斯

哈斯點力它奴斯 達尼乙兒般

劫列爾古 等諸名哲著撰諸書

中

三維斯志

三維斯在中國之東一萬六千餘里。今為

東洋群島中之最要者。內有八島其大者

哈維。地面總計一萬三千方里。土人十萬

日漸為減。其地火山重疊。其一吐燄不息。

上有廣口。間有深穴。多為熱湖。技藝日精。

貿易頗盛。○至于朝綱設有王位。又有紳

官。管理政事。居民多循耶穌教。易其舊俗。

進於禮義。蒸蒸日上矣。○都城曰合諾。

魯路。建義塾會堂。屋宇平列。街坊廣直。土

三維斯諸島其國公

自稱之在陸國ト云

蓋シト云ハ西洋人彼

島ヲ始テ發見セシ時即

其地ヲ發見セシ人ト云フ

以テ命セシリ本名ハロイ

ナリト云ハ一版ニ今モシト云フ

ト唱フ

ハロイ

哈維

國王名ハカメハト云

余此皆其世王王ト云

真ヲ見シ全ク日本人種ト

見テ疑ハラセ我邦人彼

島ニ漂流シ其者國王トナ

リシモノト云カ

官吏ハ多ク英佛亞米利加

合衆國ノ人ヲ任ズ彼等並ニ

可也

合諾魯路

有るハ航海者コックル等
此島に到リ時迄身人
考ニ殺ル
正正月復三前機

萬延元年

産香品。最富多運中國。○其外島嶼甚多
周圍散布。故種曰散島。

新之島あり幸利望海島中の死三首

廿七日風雨大しけり或一回は佛は神佛を祀る

お魚等々高波ありやけりてす持ていさしたすの福ふくを

君の為すそ命もあつてもさくづもろんそそとて

二月言晴朧ひらりをえ

万あるは波浪はふそまをあめり嬉し月の乾

程なる物をも思ふ

待を志えし引きたるまね持ち出さるか下り人日を

英國新聞紙鈔譯

千八百六十年五月十二日
我万延元年閏三月十二日發行

我徒ニ於テハ王國日本ノ執政官三月廿四日我三月三日大君城内

ニ出ントシ水戸公ノ從臣私黨ノ一隊ニ侵サレ大不幸ニ過名ヲ

今日迄甚疑ヒタリ然レモ日本ノ權官等ニ在テハ執政ノ性命

モ既ニ危キ重傷ヲ受其死ヲ秘スルヲ知リタレハ疑念ナカルヘシ

近日日本ヨリ新説ヲ得タルニ執政官大君ヲ訪シガ為ニ

轎カゴ子ニ乘リ臣下ノ大隊ヲシテ其周圍ヲ警衛セシメ大君

内城ノ門前ニ架スル大橋ヨリ大約三分一里隔テ多自

館ヲ出テ途ニ在リ進テ岐路ノ相會スル所ニ至リ方ニ橋ヲ

渡ントス偶雪ヲ降ス十六人ヨリ十八人ノ兵士表ニ雨衣ヲ

着シ裏ニ戎衣ヲ服シ直ニ雨衣ヲ脱シ急ニ執政ノ黨ヲ侵シ敵
スル者ハ悉ク之ヲ伐ツ劍ヲ以テ公ノ轎子ヲ圍ミ之ヲ刺ス遂ニ公
ノ首ヲ切ル之ヲ提ケテ叫ニテ云ク今我公ノ首ヲ得タリト蓋ニ執政
ノ衆臣ヲ惑ハサシメカ為ナリ首ヲ提タル者一ノ大門ヨリ遁レ出タ
リシニ衛士之ヲ咎ル者ナシ翌朝衛士其任ヲ怠ルノ故ヲ以テ
命ニテ自殺セシム私黨ノ兩人此事ニ依テ糾明セラル自餘僅
ニ捕ヘラル者二人ニ過ス此変事ノ後兩三日ヲ經テ執政ノ從臣
一万人戰鬪ノ具ヲ携ヘ江戸ニ來着スト云フ

日本ノ武器ハ甚重クシテ戰闘ニ臨ミ疲勞スヘシ其具足ノ
製ハ鋼鉄ニ漆ヲ塗リ美麗ニ装ヒタル甲假面胸板脊板

ニテ編成シ以テ躰外ニ飛來スル害物ヲ防ク其全量極テ

重シ甲ノミニテ四封度半ニ至ル

一封度ハ我百廿目ナリ
故ニ五百四十目トス

江戸在留ノミニストル 居住所毎夜嚴戒アリ是外國人ニ害ク

且ツ自餘ノ諸物ヲ燒ガレテ注ニ息スルガ故ナルヘシ實ニ頗ル恐

懼スルトミヘタリ

不列顛^{ブリタニヤ} ミニストル「アールゴック」ノ羈臣傳ヲ殺害シタル水戸公

ノ從臣ナルヘシ傳ニ時外出スルヲ告ケ又暴行スルヲナカル

ヘシ「アールゴック」甚恐怖シ日本人モ尚檢査セリ「アールゴック」ノ

廉直ナル面目實ニ十分トス日本人ニ能ク注意セシト見タリ

日本ノ鎮臺等不列顛ノ全權ニ約セル馬ノ數ヲ滿ルコトヲ

拒ミテ江戶ニテハ鎮臺等千足ノ馬ヲ送ラント云ヘリ然レ
馬ハ皆諸侯ノ領地ヨリ出セハ彼等馬ヲ出ス事ヲ肯セザル
ヲ以テ鎮臺ニ前約ヲ変シ遁ルノ策ヲ設ケタリ

横濱ノ鎮臺其政府ノ要用ノ為ニ異人ノ貯ル火器ヲ買シ
ト欲シ目録ヲ異人ニ託シテ之ヲ求ム此銃ヲ以テ兵士等前
月標的ヲ立テ之ヲ照準シ點火シテ操練セリ

萬延元年四月廿四日

横濱鎮臺ノ命ニ因テ

手塚律藏謹譯

華盛頓新聞紙大意

千八百六十年第五月十七日
我月三月廿八日

一前日ステートハルテムトトシテ日本使節以テ其領館

ニ後多直ニお禮ニ時刻を報ニ事なり

一ウレルル名ノ諸館中ニテ使節衣服被褥何事ニ亦生ナリ

整肅ナリテ喜悅ニ極メ何リ結構トモ云ふも其を念入

てソヤカク

一朝十時以テ行列を備ヘ中央ニ使節中ノ印を建て使節

皆與シ奉リ車ヲ以テ通祠名村ニホルトマニトの友人比

車ヲ以テ徐歩ナリ

右旅館ニ至テアレシテト合衆國の大統領の城ニ至テハ其時ノ距離ナリ

倭証可憐

四百里ノ道中ヲ
二萬人ヲ往來
セハ旅籠賃ニテ
國用ハ甚重スヘシ
米人モ此冬ヲ何ト
思ヘルヤ聞マホシ

をさるるの○或人其扈從の多きを特向せし事著る薩
摩島江戸に軍と家符の味二萬にむるは極なり此
使節に米人の對して例ぬき少くしてこそ

一は向々不詳鎧の柄に金銀青具を塗りて美なり又行列
の形も何り此も亦詳

一途中に見物の人甚多集りて沿家の窓より人頭満ち
一両側の家の右根を幟附し中程に金座の如き交ひ
別して施當なり此を女持婦人ありフレジデント見前
城外に鐵柵をめぐり此例の人を柵におく是程集
り或は鐵柵の尖頭におきけるものを見たり

一使節の大門より入る白昼の前より多しフレジデント
の城中に多し人輿集集せり一十一時より東方の
室に人満ち此時をブカシ君の出立と水陸軍の
士及び外國のミニストル等も皆以て出たり

一十二時の頃巨室の中央に隊を列したり是若國師
の衣裳なり此是手解り調りて音樂の奏り聞かされ
り尚是物喧馬甚多際立りフレジデントの出立りし時ハ
宿部よりフレジデントハカニツトといふ官を遣ふは時
十二時ありお中央の戸を開き入るはより先キシロネン
貴人なりとの居立せる最端の座に坐せり

一 暫時の治戸再以用きたる今也則地球上の何處の
政事を致されし如く年来他邦と通信せし
帝の石代りしてハク山皇の歩を急ぎ彼頭
を助け又再以進み又頭を置れ終るハプレゼント
の意をこゝに示すは多し其態勢の体をもり
一 有権の官中第五等の米瀬善吉印を合衆國
に贈る書翰の筆を握りカビティンチホント以下三名に付
て来り此時に諸人皆沈黙せり今也第一等の使節
の儀を徹せる形をあげ自國の禮を以てプレゼントに
對し少々の詞を述べたり此詞を名村ハホルトマンに譯達せ

再以此者よりブカナンに向ひ右日本人の敬語をい
(中略)

左のいづる書翰の筆を名村ハホルトマン第一等の使節
の前におしせしに使節を名村ハホルトマンに直したる書翰を
取出し之をプレゼントに呈したり。プレゼントを又之を國政に
關する者か汝せり此四人の使節先き上来るは此の儀
少くもハホルトマンを又再以。プレゼントの前か来る
時。プレゼントを解し易く譯し易き短語を以て之
たり此時使節の短辭を再以て之をブカナン
近くも各人の向ひを名を握りて其指せり此時

不世威恩也

使中一三言及せむして皆其眼を地ふ向け出せ
勅まりし〇プレジデントの次官も来りたれは此席に
列るべし

一使節は席を退くる前小成長官室中に引入りて
テトを移したれと云ふ事を指すの意ありしと云ふ

一右進のこの次第は詳述しし

但。プレジデント言及ある様子にては交り現せる系況
此場の第一にして次日本威恩の体次は其威恩の
光彩次に水陸軍士の隊衣整肅も亦体次に侍衛
隊集の人愉悦の様子等皆此を証するありし

此を指す河を只半時にして終り使節はワイルド
の旅寓に物なり

使節中衣冠美麗も亦詳に記す 此條欠

一日本人令日物館後を仁事と為りて今朝より予蹟
を詳令日並像等の御色也

一少年トムジといふ者能く美事に思慕する性あり金を

一隅に呻以て天竺純粹の如きを以て云々プレジデントを
見たる地事貴客の人なり又曰く呼ぶスレーン色なり

一十八日 我聞三月廿九日 の晩米醫四ノ名を醫官崎 村 山川崎に
對し醫術の試問あり立石得十郎之り譯官たり

初の醫術教書の如何を以て藥品用法キナ塩水銀
セシレー梅毒症科等外科梅毒瘰癧の似毒の後に
至り

法条問答を記す如詳也

一初五十九日セシレーオフラトを觀る間もなく其處に
といつた初めセシレーオフラトといふ人の名にあり其處に
悔うて食事なども終りしは其處より又相人多く其處
せり減り婦人多かりしは初にフレシト初官のセシレー
官水陸軍の兵士の外國全權官等來り日本人をホッ
船にてパナマ地まで運ぶとあるコモドール名トキルは隆以

聖也基

互に遊遊の悦と苦りはう舞踊の宮下といふ
少多りに美女好男巧に舞以躍るの快捷なるを
見自國の技に雲をほほ目一耳を歌て感はる
終に十一時よして悔る館中にて日本人の舞風
にて一人もぬおせしめたり

一日指揮官がごし使節に向い米國の火兵及砲
の演技をえせし法を解くといふは兵を何れめ
演考せり日本人も大に其術を感しり小栗豊後
ハ第三等の使節なりし諸兵器に心を用以たり
又彼銃刀劍をあるの術に精し〇指揮官がごし

予亦願可也
僅一億元貢
ニテハ如何ニテモ羞
付ヘキヤ

日本人を多クナル
兵事に関する所ありし連日
人其技を學ぶの志ありしを道日
日本の軍費を伺ふに少時沈
ドルラル斗にて是れ物中米
及に但し即ち是に法を精く
量りて

新報北清戰聞

持て是ハメリケの新聞紙也

紀元千八百六十年八月廿六日
我七月上海刷板

紀北直隸海軍

昨宵合衆國水蒸氣船サギナウ
於て英佛の合軍なせし所の軍の確報を
合軍タリノ城壁を攻むるに本月
あつて亦後をもと所なくして大
詰朝合軍始て板榴弾を著煩艇
攻むの敵劇戦の時一城上白旗
餘の將士を棄て去く之の例あり

英佛の將亦天津にお金。一事を議せんとし、
其著る曰二時間攻戦を休むるを許す。然
れども天津にお金見ると敢て許さず。又二時を過
す。更し復攻戦を始む。

偕、城將の攻軍悉く其兵を退けたるを敢て違忤
す。是所なく城を致し去んと請う。心印之を許
しぬ。是に於て列城の守將悉く其部衆の戎裝を
撤し進軍前より諸具を攻軍に致し去る。

城兵七時の間、皆持戦耐え、角より口の清軍死傷の
數未詳あり。唯村より極て勢よく入し、善交仗
間、城内の倉庫碎れし。たも其壘於て所夥多し。
一一〇攻軍の死傷稍詳あり。是大率英人百餘人
より、人の死傷あり。

煩艇を膠し、大兵を列せし。を以て一時を舟を為
滿騎、はるて、城を攻る。當て、其勇名を懸せし。所の
者よりとれ。

か新の報聞、英佛の使將、研ぶ。後、天津に到る
し。現、其を報備をせり。〇英佛の使將、白き
北河の南岸に於て、海より、三、五、五、の河中を登れり。

サキノウ船の所の新造の土賊上海の兵を来れり
是なり余も知るハ三ノ兵を大兵を差遣する備と
為す

ワトニルン重撃する舉動は殆ど大なる意を用ひし
諸支那の来り英師の結束未之を詳しき事
由り然るを得英大に相叶はざる固く叔子人事
を度し固く知る事大兵上海の兵を差遣する事
不日英師の形事りを詳説をば人々事也
右近水曜日の際も亦ハテを失以上海の大兵警
も一説陥没せり

英人之説 譯者未詳 九月廿九日

香港新聞紙に據りて参考する日本に於て
外國との親交和合せり政府の處置恐ろしく
當今之情勢を以て外國の貿易警められし事更
も一歩進み日本政府は貴族外士人を忌嫌し
自立の貿易を不平の思ふなり○香港の備
有る者も軍物の説あるに交易に至る事ありと難
事と度するも雨多し依り支那の兵強き事勢
支那海を退りハ其以前日本政府と物する事
を遂に強しき諸件を決定せし事を疑ふあり

有以軍艦
喝し急可畏

第一日本の貨幣と外國の貨幣とを自由な交換を可規定
第二日本の産物と外國の産物とを自由に貿易を可規定
第三兩國人民自由な交通を可規定
後その條約を結ぶに由りて編纂せり。○は真意止む
ざるの意を以てし之を破れば其條悉く廢棄せざるは後宰相
より毎度將近時の會合の時條約を施行せざるに故障あるはよく外國の
貿易に日本の為不害なる由を認めり又 大君政府に於て其の政治
を遂行し一旦者々えりて條約中諸港を用く事小國係るも箇
條を停止せざるは其の意欲なる由を認めり然るも公使思ふ
其政治を只故障のみにて抑むる者なり

公使條約の中載せざる所港期限を延びせしむる別條の規則は
然て考へざるを以て上件に於て尚一條の考説を宰相の考案に
借す——是は考説を宰相の意に用せんと欲する延期政法は然る
係るを以てせり

國も若人の如く其存在中屬二箇全く相反する支路の一を選
ぶことを得たり然れも一回を選ひてをせし時は甲に於てし乙に於て
全く其意を改むつ可き事あり屬する事あり 是故に數年考
詰モトレ^官ヘルリの如て日本海ありし時條約を結ぶるは又其意
を拒み切らざる國の古法を固持するも全く大君の政府に於て其
意ありし。○然るに大君の在りし其政法を固守し或る如く

さる西洋の強大法國の一國又ハ他國と紛争を起すこと皆く
其政法を固守する事君子為 務む時節未れり考察
餘いたる事ハ生か有る○此の如く年々ハ生か良好有根
源あり是仁愛を以ての志願ハ固き事なり且生か結ぶ條約
の主義ハ一して貿易或は國政ハ大要係ある者ハありて
唯單一ハ難波船の者を圍圍ハ捕つても又要く是拒する事
と云ハ又ハ海濱ハ破船せし船を救助する事を君子拒
する事由を信せり○諸國の人民以ては是を欲せざる日本ハ
其約束を有る事ハむすむ當然の道理を保てり○然るに日本
國は仁愛ある善道の正理と諸國民の規則とは關係せし

近三百年來一種有る國政ハ世ハを以て今尚古法を遵守
し其改革を拒して西洋の一小或は數國と紛争戰闘を起す
危険を有る事又ハ僅の目的ハ満足せしむる條約を以て其政府
の權限のまゝあり而して條約を條約と云はれ方ハ撰ハれり
其後紛争の時を経て 大君を二箇ハ反せる政略の一を以て其權
力ハ其その諸國を以て是三年以前ニキルハルリスの貿易の
條約を商議せんといふ時の子有り○此の時を以て其後其使君
子以て其日英貿易○其叔如伊ハモドレハリキ其勅軍
裝せる一小隊の軍艦を督率して其事ハ其日英時當
て其其古法を遵守し上ありて其件の約束中の一を採用

せむし時を継民と格恤するが是を用い事とする法を廢せし
めんを止むるを以て西洋の二國或數國と紛争を起す可危
險の崩し跡終る所あるなり○今記すも亦の變革を格別して
根元を徹せよの變革あり○是より日本の一部を以て海を以て繼起
する人の為めを用き事か其人を保護せしむる一港或は數港か言
アゲントを在りせしむる間を以て西洋諸國通商の爲日本全國
を用き諸國人民の自由を交通せしむる間なり○此變革に於ては
西洋諸政府悉く彼令厄難を俾以たる舟夫の格恤を保ちしむ
る終る戰爭に及ぶべきありと雖他國人民に強て此の如き變革を
爲さしむる爲戰爭を起すの理ありと爲る者ありし○世不知り

如く是を以てシテハルル大を以て兵備を常にして來りり然して彼國
と政法を基けるの外他の不作を用いれ是を以て故大君及政黨を格
別高量せし後合衆國と此の如く平穩な強きより條約を
續以り前も之も如く撰以一回定られたる時を既し挽回を
しむる一進歩ありて是より日本國に於て少くも止むるべき事
を以て○其國を起す事との第一ありて最顯著なるは繼國
の遺法を全く廢するにあり○第二に既し一國を許せし事件
を他の大國を拒むる事難き事なり即合衆國と約し政法
を守り自給の諸國に全くお返し害となす政法を以てか
あり難き事なり○此條約を最初より顯著なる事なるを以て○

第三小法の如き條約に調印せしむるは條約諸章の約定を
とすし十分の如くに妨害するは日本に或る法律及風習を
変更する切要の事と認むるは是を政府始め然らざるを
行ふるに同様に必要ありしものありは法律風習を日本政府
に屬せし者たることを改むるに必要ありし簡明なる
その理ありは其変更をせしむるに必要ありし簡明なる
條約を確乎として変更するに必要ありし簡明なる
ある時は兩政府各自自己の意見の如き以て変更し他を
其の條約を改むるを為すに其君主の誠信の基きて相
違ふ故に兩國の法律に於て其妨害する者ありは是を除

するを其効力なしとす○是故に日本に於ては
條約を遵守するに於て議論せしむるに必要ありし國の法律或風
習を改むるに必要ありし簡明なる其君主の誠信の基きて相
違ふ故に兩國の法律に於て其妨害する者ありは是を除
除約を為すに必要ありし簡明なる其君主の誠信の基きて相
違ふ故に兩國の法律に於て其妨害する者ありは是を除
其君主の誠信の基きて相違ふ故に兩國の法律に於て其妨害する者ありは是を除
故に千八百五十八年合衆國と第二の條約に調印せしは挽回を爲
一進歩ありて日本の形勢に於て多くの変更を起す、然中白日の
如く明かりして其論を改むるもの三あり

其一 外國人を録録せるの古法を全く廢止する事

其二 諸國合衆國に於ては其の國の定めて他の諸國に許さず
其三 條約の文面が熟甚に十分なることを以て不障礙也

日本國の法律と風習を要革し或は之を廢止す
余以為之は明かしてありて然るべきを要革日本政府に於て
不彼有は其可否を商量せしむる時期に條約調印の前
至て之は是非を時を待たずして之を以て之を以て之を以て
之中或る條は全く先見せしむる或は其時明白なる解せずとも
有は之を其の商口岸に於て之を許さざるも今條約を以て之を以て
當て此の如くを要革せしむるを拒むるのみを以て之の辭柄
と為さざらん○是は及不定める條約中或る大切の事

要せんは條約を以て結たる國に之を條約に於て條約を以て
之を要せし○日本現今の政法を新河兵庫江戸府開港
の期を延ばすとの宰相の説を以て一般の考税小當り考考に
之を延期の條は下小當り考考に之を延ばすの旨を以て之を以て
この交易且其の國に起るる貨物の往來に日本に於て損害の外
なく又輸入の品物増加するも國內人民の爲に其物價騰貴し
おて人氣平和ありて一般小困言し外國人小對し惡意を
懷く其の考考を以て之を以て○此は考考を推して宰相を
人民外國人を要むの心を然る大危難を以て之を以て他の
諸國を開く期を延ばし其後不定の期限を以て之を以て

日本政府の要務に加之は外國の爲るに際要ありと
思ひ、宰相會議の時報に法道理を述べた誠實を以
て公使の注意せしむるを求む。公使自ら其の返答を考へり
公使の往て人民の存否に如何なる道を知れし適せし方
法一も。何れも公使が江戸にて其政府に因て閉鎖
せられ人目付不立せし日本臣民殊に其方分を訓育
し因て善く事を辨るる人と自由不文通を能く此
にあり。○是故に條約の規定に注目し且銀國の法を屢
に相折し其を任する公使は日本人民の國人を要む
云はれを信用せしむる宰相の道を敢て其をよむるあり

一 元來に視の事事を終り事を却行せし且障礙
の政法あり。○是を以て公使稍確實を以て然し然して
説を立てし。宰相敢て其をよむる。又其禮を
ちせりと思ふあり。○其事然に然して外國の貿易を
其の利益を損に改良の政法あり。○故に公使其事
然し然して考へしに其昌あり。○其貿易の國の損亡を
起さるるあり。○其全く世界の例證を其反せり。○
世上一般の例證あり。○其友して國を富まし。民間に潤澤
幸福の源泉を開くあり。○但し今日日本の場合あり。○俄に
産物の需を甚しきあり。○別産物あり。○而して其産物

の只一二種絹茶蠟油の如きの俄に缺乏せしむるは國を
窮乏と爲す世界中他の諸國と往々に關りあり○此種
物の必要漸く高きなりしを以て其の不足を憂はるる者あり
然るに其の不足を補ふるの方なきは久しく居て出ずるに而して其方
を産物の需求に充つるに其の産物を更に増大せしむるにありて
此の如き物價の騰貴自らして其の難答となりて其の不足を憐れ
政府の勸誘を用ひしむるも勿く其の増大せしむるにありて其の日本
の産物を其の如く持てる人々此の産物を以て或は其の
直して他は不便なるものありて其の如く其の不足を憂はるるに○
但し此の如きの大要に當るべきは其の如く其の不足を憂はるるに○

易を用ひしむるも其の如く其の不足を憂はるるに○
堪へざるものありて其の如く其の不足を憂はるるに○
産物自然に増大し政府の周旋なきは其の如く其の不足を憂はるるに○
消障あり○又衆人思ひて其の如く其の不足を憂はるるに○
其の如く其の不足を憂はるるに○其の如く其の不足を憂はるるに○
能て公使思ふに其の如く其の不足を憂はるるに○
不便ありし其の如く其の不足を憂はるるに○
其の如く其の不足を憂はるるに○其の如く其の不足を憂はるるに○
其の如く其の不足を憂はるるに○其の如く其の不足を憂はるるに○
○此の如きものを抑制するに其の如く其の不足を憂はるるに○

責任を以て人の憐れむ可弱きを現はすのこちの宰相の明白を
希つるおふ反對せざるを引越せし〇今此の如き敵對のま
まを能くおして停得せざるに所業を尚多くを爲すを
張本人の勢を熾し煽動せざるを以て故に公使止む
を其職務を專らするを以て他の三港を開く期を止りしを
を本國政府も通傳するの法を用ふる能はれ〇先を以て後
に於ても一て前も良法して日本の其業緊要の事件を
言ふに以てお掛くを思ふ〇公使を却行の法を以て其時
に其大危篤ありしを前知せり〇我輩一物も静定せざらん
進せし世果お生し一物も却行せざるを知られ却行せざらん

海軍あり〇其入るる道は海軍に於ては日本及以
政府の撰つるお事し而して公使思ふく其進行を言ふ日本の
國の爲ふ〇大衆人民の爲に其利益を以てお事し〇此も
前も條約を以て結ぶべきに於ては〇政法も其處を以て
お事し又お事しを引戻さざるを能くする〇前も云ふ如く此も
於ては〇國の各人お事し〇凡人を以て國國お事し
事物の主宰を以てお事しを以て其意の如くに處置し〇又時
として事物の使令を以てお事しを以てお事しを以てお事し
を以て〇此喻お比つては日本と外國との事も主宰を以てお事し
お事しを以てお事しを以てお事しを以てお事しを以てお事し
お事しを以てお事しを以てお事しを以てお事しを以てお事し

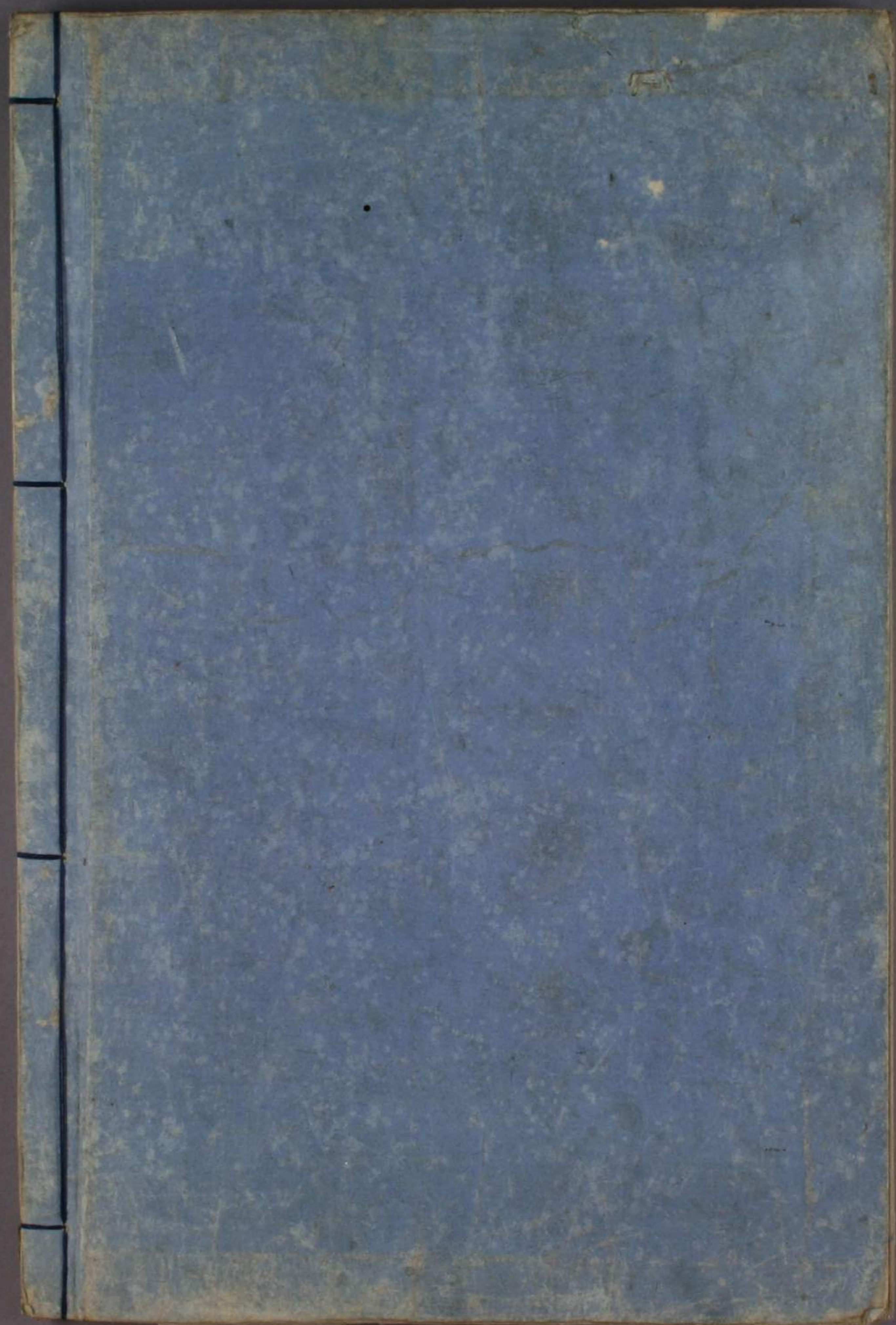
宰相のコンモドレヘルリの献
格式にてお事しを以てお事し

時刻既不明景及いふに公使の傳言に商議をすべき他の事件は此に論をさるるを英
國名臣ミネルハ彼人及屬隸に因て銘銘を以り但し優にすべき程ものなり○
熱海小浴場帰着の後並ふフリタヤ使臣館銘銘の予他中大君廟所を
閉出せしこと尚一回宰相をして思ふせしむる事陰あり但右事
のこゝろ條約の全名に違ひあるに違ひなく是英國名臣に對して
多禮あり然して未だ此を満足せしむるの必要あり○右事件を撰
ぶる條約の多ありに於て止むを得ざるを遂せり公使江戸小物等の後並ふ
是を再議せし一〇一二項約の予件を全話の終末に商議せし但し予
件を重ししに爰に裁きしを要せ凡

庚申十月九日始末

詳文を公使日記より抄を譯し之を記す

終末記



原 簿 香 叙

假 書 名 畫

安
戊午
襍
錄

著 者 名

安
五
年

冊 數

卷 數

冊

卷

門

部

別

種

考

備